

第46号議案

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例等の一部を改正する条例

(亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)
第1条 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年亀岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
第2条 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)
第3条 亀岡市病院事業の設置等に関する条例(平成14年亀岡市

条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例等の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、関係する条例について規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。